

保証書番号  
第 - 号

発行日  
0000年00月00日

対象住宅買主（甲）

住所

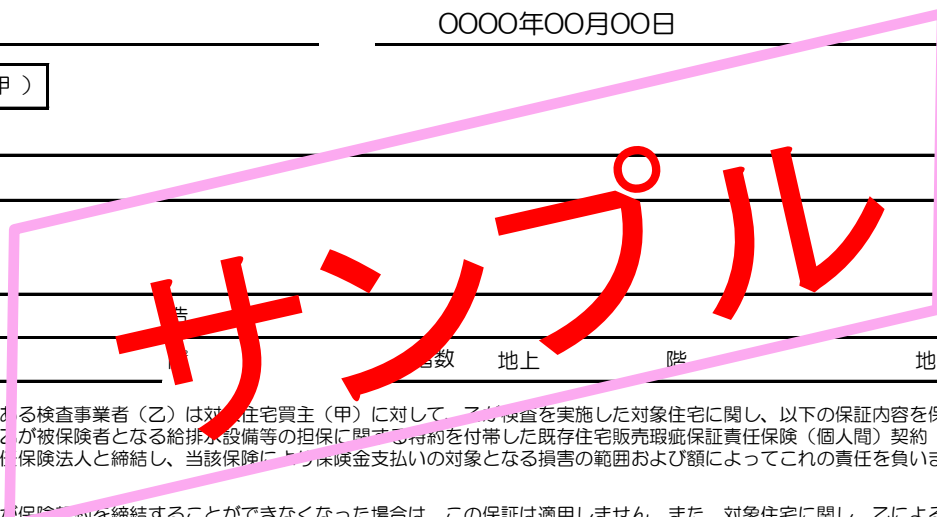
氏名

対象住宅

所在地

構造

面積



- 対象住宅の検査受託者である検査事業者（乙）は、対象住宅買主（甲）に対して、その検査を実施した対象住宅に関し、以下の保証内容を保証致します。尚、乙はその責任を確実に履行する為に乙が被保険者となる給排水設備等の担保に関する特約を付帯した既存住宅販売瑕疵保証責任保険（個人間）契約（以下「保険契約」といいます。）を住宅瑕疵担保責任保険法人と締結し、当該保険による保険金支払いの対象となる損害の範囲および額によってこの責任を負います。
- 理由の如何を問わず、乙が「保険契約」を締結することができなくなった場合は、この保証は適用しません。また、対象住宅に関し、乙による他の保証がある場合において、その保証とこの保証書による保証が重複する場合には、乙は、その重複する部分についてはこの保証書による保証を行い、他の保証は適用しません。
- 乙が廃業又は倒産等した場合において、保証期間中に本保証内容に記載の事由が生じた場合は、被保証者は乙が「保険契約」を締結した住宅瑕疵担保責任保険法人に直接保険金の請求を行うことができます。

保証内容	<p>乙は、甲に対して、対象住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵に関して、保証期間中に次の（１）ないし（４）のいずれかの事由が生じ、それが発見された場合に甲に生じた損害に対して対象住宅を甲へ売り渡した者が負うとした場合の民法第570条において準用する同法第566条第1項ならびに同法第634条第1項および第2項前段（ただし、同条第1項および第2項前段中「注文者」とあるのを「買主」と、同条第1項中「請負人」とあるのを「売主」とします）に規定する担保の責任と同等の責任を負います。</p> <p>（１）構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさないこと                  （２）雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさないこと                  （３）給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさないこと                  （４）給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われること</p>
用語の定義	<p>この保証書において、構造体力上主要な部分等とは、次に掲げる部分をいいます。</p> <p>（１）構造耐力上主要な部分                  住宅のうち構造耐力上主要な部分として、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（以下「品確法施行令」といいます）第5条に定める住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいいます）、床版、屋根版または横架材（はり、けたその他これらに類するものをいいます）で、当該住宅の自重もしくは積載荷重、積雪、風圧、土圧もしくは水圧または地震その他の震動もしくは衝撃を支えるもの</p> <p>（２）雨水の浸入を防止する部分                  住宅のうち雨水の浸入を防止する部分として、品確法施行令第5条に定める次の部分                  ①住宅の屋根もしくは外壁またはこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具                  ②雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根もしくは外壁の内部または屋内にある部分</p> <p>（３）給排水管路                  対象住宅またはその敷地内に設置された給水管、給湯管、排水管または污水管。ただし水道事業者、水道管理者、または下水道管理者が所有または管理している部分および設備機器に係る部分を除きます。</p> <p>（４）給排水設備（戸建住宅及び共同住宅棟単位に限り）                  対象住宅またはその敷地内に設置された受水槽、揚水ポンプ、高置水槽、電気温水器、雑排水ポンプ、湧水排水ポンプ、污水ポンプまたはます。ただし、水道事業者、水道管理者または下水道管理者が所有または管理する部分を除きます。</p> <p>（５）電気設備                  対象住宅に設置された次の電気設備。ただし、対象住宅が共同住宅または長屋等である場合は、照明器具および換気設備は、居住者の共有に供される部分に設置されたものに限り。</p> <p>変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、計器用変成器、開閉器、端子、導管、保護装置、支持フレーム、母線、配線、照明器具、換気設備。ただし、電気事業者が所有または管理する部分を除きます。</p> <p>（６）ガス設備                  対象住宅の敷地内の共用ガス管。ただし、ガスメーターおよびガス事業者が所有又は管理する部分を除きます。</p>
保証期間	<p>0000年00月00日 から 0000年00月00日 まで                  （保険契約の終期）</p>
保証限度額	1,000万円

（注）対象住宅を売買等により転得した者に対してはこの保証は引き継がれません。

お問い合わせ  
 株式会社 安心住宅みらいえ  
 TEL:042-767-5442 FAX:042-767-5443

保証者（乙）（検査事業者・保証会社）  
 住所：神奈川県相模原市南区上鶴間本町4丁目52-30 岩井ビル3階  
 会社名：株式会社 安心住宅みらいえ  
 代表者名：代表取締役 古田 勉

(20160107)